

## リバティ神戸（自立生活援助）運営規程（案）

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人社友会（以下「事業者」という。）が設置するリバティ神戸（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の自立生活援助（以下「指定自立生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定自立生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定自立生活援助の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉等の関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定自立生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

- 3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)のほか関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定自立生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 リバティ神戸

(2) 所在地 兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和2-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、指定自立生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定自立生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を

検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定自立生活援助以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成すること。

(ウ) 自立生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した自立生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 自立生活援助計画作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 地域生活支援員 1名（常勤職員 1名）

地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応その他の必要な支援を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

(指定自立生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定自立生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(指定自立生活援助の内容)

第7条 事業所で行う指定自立生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自立生活援助計画の作成
- (2) おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問する等により、利用者の心身

の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者地域における自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な援助

(3) 利用者からの通報があった場合の、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握

(4) 前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置

(5) 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定自立生活援助を提供した際には、利用者から指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 第10条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するも

のとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、事業所から1回（片道）につき15円の額、及び駐車場・有料道路の実費を徴収するものとする。

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) サービス利用期間のうちに安定した自立生活を確立できるよう、積極的に地域住民と交流し、多様な支援者となつてつながりを持つこと。

(2) 地域や事業所を含めた社会には変動がある事を理解し、安定した生活のためにスケジュールや非常時の対応に余裕を持たせておくこと。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市西区、垂水区、明石市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 1 1 条 現に指定自立生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定自立生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定自立生活援助の提供により自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

5 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者またはご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

(苦情解決)

第 1 2 条 提供した指定自立生活援助に関する利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定自立生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に

協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会  
が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するもの  
とする。

#### （個人情報保護）

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年〇月1日から施行する。